

IV 国際課税に関する改正

1 対象純支払利子等《旧・関連者等に係る純支払利子等》に係る課税の特例（過大支払利子税制）の見直し

(1) 対象純支払利子等《旧・関連者等に係る支払利子等》の損金不算入の整備

〔制度の概要〕

法人のその事業年度の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています（旧措法66の5の2①）。

この制度により損金の額に算入されなかった金額は、最長7年間繰り越して、一定の限度額の範囲内で損金の額に算入することができることとされています（旧措法66の5の3①、24ページIV 1 (2)〔制度の概要〕イ参照）。

イ 関連者支払利子等の損金不算入額

本制度の損金不算入額は、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2①）。

（算式）

$$\text{損金不算入額} = \text{関連者純支払利子等の額} - \left(\text{調整所得金額} \times 50\% \right)$$

ロ 関連者純支払利子等の額

関連者純支払利子等の額とは、関連者支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいいます（旧措法66の5の2①）。

ハ 関連者支払利子等の額

関連者支払利子等の額とは、その法人の関連者等に対する支払利子等の額（支払う負債の利子に準ずる一定のもの及びその他一定の費用及び損失を含みます。）で、その支払利子等を受ける関連者等の課税対象所得に含まれないものから、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額を除いた金額をいいます（旧措法66の5の2②、旧措令39の13の2②～⑬）。

ニ 控除対象受取利子等合計額

控除対象受取利子等合計額は、法人が受ける受取利子等（支払を受ける利子に準ずる一定のものを含みます。）の額について、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2③、旧措令39の13の2⑮⑯）。

（算式）

$$\text{控除対象受取利子等合計額} = \text{法人が受ける受取利子等の額の合計額} \times \frac{\text{関連者支払利子等の額の合計額}}{\text{支払利子等の額の合計額}}$$

ホ 調整所得金額

損金不算入額の計算の基礎となる調整所得金額は、次の算式により計算した金額とされています（旧措法66の5の2①、旧措令39の13の2①）。

(算式)

調整所得
金額
(注3)

=

① 所得の金額

受取配当等益金不算入額、青色欠損金の繰越控除など一定の規定(注1)を適用せず、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した場合の所得の金額(欠損の場合は、マイナスの金額)

+

② 加算する金額

関連者純支払利子等の額、減価償却費の損金算入額及び貸倒損失の損金算入額

-

③ 減算する金額

外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額等(注2)

- (注1) 一定の規定とは、旧措令第39条の13の2第1項において適用しないこととされている規定をいいます。
(注2) これらの減算する金額は、旧措法第66条の5の2第8項又は第66条の5の3第2項の規定の適用がある場合の外国関係会社又は外国関係法人に係るものに限り(旧措令39の13の2①)。
(注3) 調整所得金額がマイナスの金額となる場合には、その事業年度の調整所得金額はゼロとして、本制度を適用することとされています。

へ 適用免除基準

本制度は、次のいずれかに該当する場合には適用しないこととされています(旧措法66の5の2④)。

- (イ) 法人のその事業年度の関連者純支払利子等の額が1,000万円以下であるとき。
(ロ) 法人のその事業年度の関連者支払利子等の額の合計額が、その事業年度の支払利子等の額(法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額及び法人に係る関連者等に対する支払利子等の額でその関連者等の課税対象所得に含まれるものを除きます。)の合計額の50%相当額以下であるとき。

なお、この適用免除規定の適用を受けるためには、確定申告書等に適用免除の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存する必要があります(旧措法66の5の2⑤)。

〔改正の内容〕

関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる「過大支払利子税制」)について、法人のその事業年度の対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%相当額を超える場合に、その超える部分に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました(措法66の5の2①)。

(1) 損金不算入額の見直し

損金不算入額は、次の算式により計算した金額とされました(措法66の5の2①)。

(算式)

$$\text{損金不算入額} = \text{対象純支払利子等の額} - \left[\text{調整所得金額} \times 20\% \right]$$

(2) 対象となる純支払利子等の額の見直し

対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等で我が国で課税されないものが本制度の対象に追加されました。具体的には、損金不算入の対象となる支払利子等の額は、対象純支払利子等の額とされました(措法66の5の2①)。

対象純支払利子等の額とは、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2①②)。

(算式)

$$\text{対象純支払利子等の額} = \text{対象支払利子等合計額} - \text{控除対象受取利子等合計額}$$

イ 対象支払利子等合計額

対象支払利子等合計額とは、その事業年度の対象支払利子等の額の合計額をいいます。対象支払利子等の額とは、支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいいます（措法66の5の2①、②一）。

ロ 対象外支払利子等の額

対象外支払利子等の額とは、次表の支払利子等（注）の区分に応じそれぞれ次表の金額となります（措法66の5の2②三、措令39の13の2④～⑭、措規22の10の7）。

（注） 次のいずれかに該当する支払利子等の額は、次表の支払利子等から除かれます（対象外支払利子等の額となりません。）（措法66の5の2②三、措令39の13の2④⑤、措規22の10の7①）。

- (イ) 一定の関連者が一定の非関連者を通じて資金を供与したと認められる場合におけるその非関連者に対する支払利子等
- (ロ) 一定の非関連者が有する一定の債権に係る経済的利益を受ける権利が貸出参加契約その他により一定の他の非関連者に移転することがあらかじめ定まっている場合におけるその非関連者に対する支払利子等

支払利子等の区分	対象外支払利子等の額
(イ) 支払利子等を受ける者の課税対象所得（※）に含まれる支払利子等（ロ）に該当するものを除きます。 （※） 課税対象所得とは、個人又は法人の所得税又は法人税の課税標準となるべき一定の所得をいいます。	その支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等の額
(ロ) 一定の公共法人（沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫及び一定の独立行政法人）に対する支払利子等（ロ）に該当するものを除きます。）	その公共法人に対する支払利子等の額
(ハ) 除外対象特定債券現先取引等（※）に係る支払利子等（ロ）及び（イ）に該当するものを除きます。） （※） 除外対象特定債券現先取引等とは、特定債券現先取引等に係る支払利子等で、支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれないものをいいます。	除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高（注1）を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高（注2）で除して得た割合を乗じて計算した金額 （注1） 除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高とは、除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高が除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高を超える場合に、平均資産残高を上限とする調整を加えた後の除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高をいいます。 （注2） 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高とは、その事業年度の負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいいます。

(c) 法人が発行した債券 (その取得をした者が実質的に多数でない一定の債券を除きます。)に係る支払利息等で非関連者に対するもの(以下「特定債券利息等」といいます。)	債券の銘柄ごとに次の(1)又は(2)のいずれかの金額 (1) その支払又は交付の際、所得税法等の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利息等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利息等の額と上記(㊦)に定める公共法人に対する特定債券利息等(その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除きます。)の額との合計額 (2) 次の債券の区分に応じ計算した金額 イ 国内において発行された債券 特定債券利息等の額の合計額の100分の95に相当する金額 ロ 国外において発行された債券 特定債券利息等の額の合計額の100分の25に相当する金額
--	--

ハ 控除対象受取利息等合計額

控除対象受取利息等合計額は、次の算式により計算した金額となります(措法66の5の2②六・七、措令39の13の2②②)。

(算式)

$$\text{控除対象受取利息等合計額} = \text{法人が受ける受取利息等の額の合計額} \times \frac{\text{対象支払利息等合計額}}{\text{支払利息等の額の合計額}}$$

(3) 調整所得金額の見直し

調整所得金額について、次の見直しが行われました(措法66の5の2①、措令39の13の2①)。

イ 所得の金額(一定の規定を適用しない場合等に計算される所得の金額)

(i) 適用しない一定の規定から受取配当等の益金不算入(法23)及び外国子会社配当等の益金不算入(法23の2)の規定が除外されました(益金不算入の額が所得の金額を構成しないこととなります。)

(ii) 適用しない一定の規定から法人税額から控除する所得税額の損金不算入(法40)の規定が除外されました(損金不算入の額が所得の金額を構成することとなります。)

ロ 加算する金額

損金の額に算入した匿名組合契約等により匿名組合員に分配すべき利益の額を加算することとされました。

ハ 減算する金額

益金の額に算入した匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額を減算することとされました。

見直し後の調整所得金額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{調整所得金額} = \text{①所得の金額} + \text{②加算する金額} - \text{③減算する金額}$$

①所得の金額

青色欠損金の繰越控除など一定の規定(注1)を適用せず、かつ、寄附金の全額を損金の額に算入して計算した所得の金額(欠損の場合は、マイナスの金額)

②加算する金額

対象純支払利息等の額、減価償却費の損金算入額、貸倒損失の損金算入額及び匿名組合契約等に係る分配金の損金算入額

③減算する金額

外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額等(注2)及び匿名組合契約等に係る損失の益金算入額

- (注1) 一定の規定とは、措令第39条の13の2第1項において適用しないこととされている規定をいいます。
- (注2) これらの減算する金額は、措法第66条の5の2第7項又は同法第66条の5の3第2項の規定の適用がある場合の外国関係会社又は外国関係法人に係るものに限り、適用がある。
- (注3) 調整所得金額がマイナスの金額となる場合には、その事業年度の調整所得金額はゼロとして、本制度を適用することとなります。

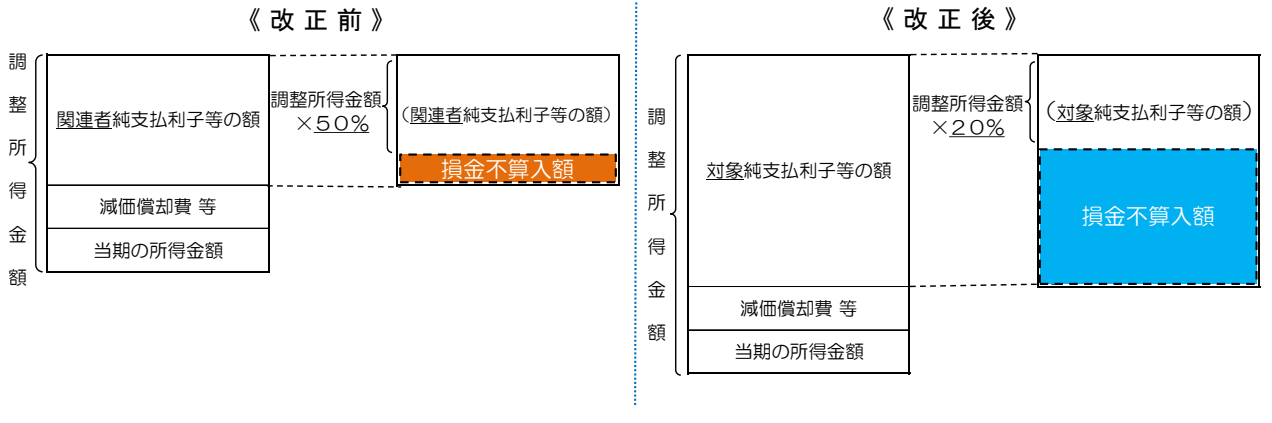
(4) 適用免除基準の見直し

次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないこととされました（措法66の5の2③、措令39の13の2⑳～㉓）。

適用免除基準	
①	その事業年度における対象純支払利息等の額が2,000万円以下であること。
②	内国法人及びその内国法人との間に発行済株式等の50%超を直接又は間接に保有する等の関係のある一定の内国法人のその事業年度におけるイに掲げる金額のロに掲げる金額の20%に相当する金額を超えないこと。 イ 対象純支払利息等合計額から対象純受取利息等の額（控除対象受取利息等合計額から対象支払利息等合計額を控除した残額をいいます。）の合計額を控除した残額 ロ 調整所得金額の合計額から調整損失金額（調整所得金額の計算において零を下回る金額が算出される場合のその零を下回る金額をいいます。）の合計額を控除した残額

(注) 適用免除に係る「その事業年度における関連者支払利息等の額の合計額が総支払利息等の額の50%以下である」ことの要件は廃止されました（旧措法66の5の2④二）。

《イメージ図》



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記(4)②の適用免除基準の見直しを除き、上記と同様の措置が講じられています（措法68の89の2）。

〔適用時期〕

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則1七、57①、74①、改正措令附則1五、25、改正措規附則1五）。

(2) 超過利子額の損金算入の整備

〔制度の概要〕

イ 関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%相当額に満たない場合の超過利子額の損金算入
法人の各事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において、19ページIV 1(1)〔制度の概要〕イにより損金の額に算入されなかった金額（このイによりその各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除きます。以下「超過利子額」といいます。）がある場合には、その超過利子額に相当する金額は、その法人の各事業年度の調整所得金額の50%相当額から関連者純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、その法人のその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされています（旧措法66の5の3①）。

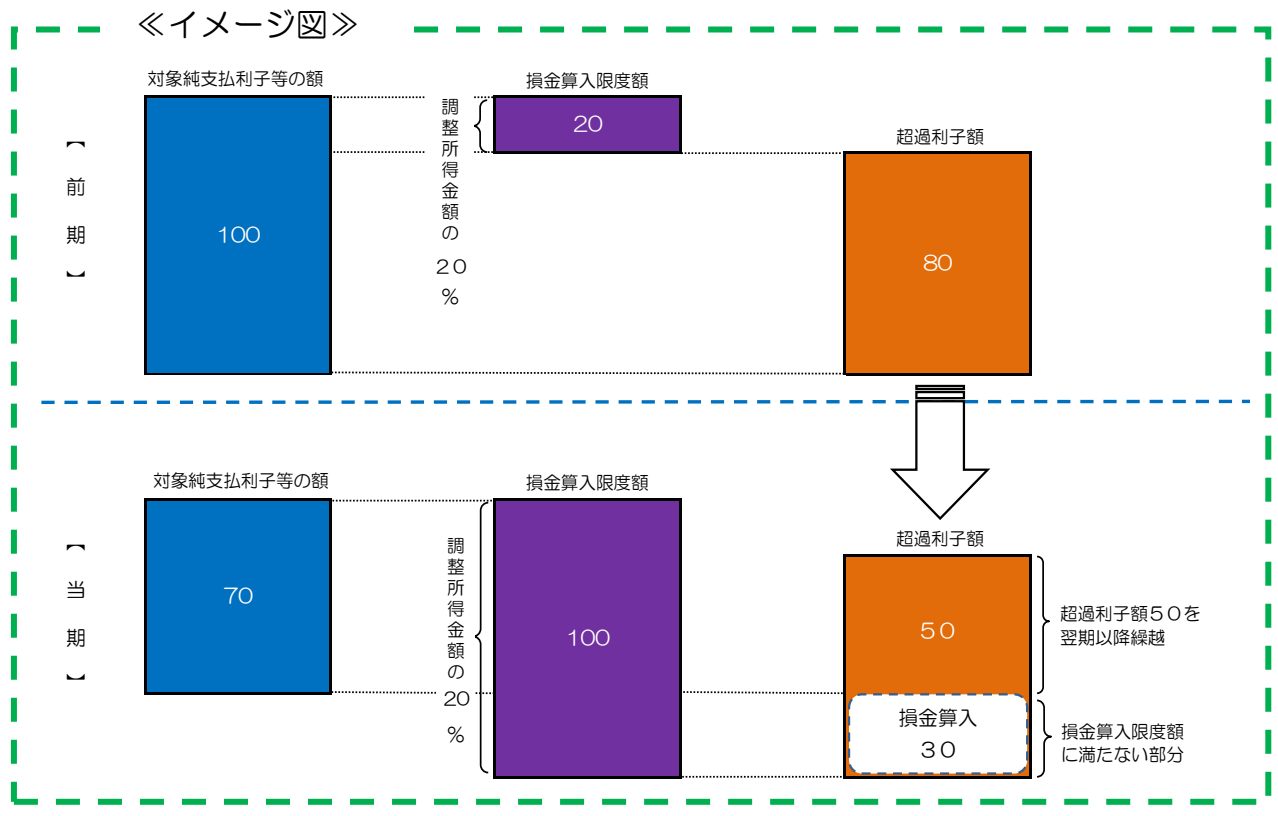
ロ その他

上記イの制度は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書にその超過利子額に関する明細書の添付があり、かつ、これらの制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされています（旧措法66の5の3⑧⑨）。

〔改正の内容〕

(1) 超過利子額の損金算入の見直し

その事業年度における対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」といいます。）があるときは、その対象純支払利子等の額と調整所得金額の20%に相当する金額との差額を限度として、その超過利子額に相当する金額を損金の額に算入することとされました（措法66の5の3①）。



(2) 適用要件の見直し

上記(1)について、修正申告書又は更正請求書に損金の額に算入される金額等を記載した書類の添付がある場合にもその適用を受けることができることとされました（措法66の5の3⑧）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の89の3）。

〔適用時期〕

- (1) 〔改正の内容〕(1)は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則1七、57①、74①、改正措令附則1五、25、35）。
- (2) 〔改正の内容〕(2)は、令和2年4月1日以後に確定申告書等（期限後申告書を除きます。）の提出期限が到来する法人税について適用され、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則57②、74②）。

2 その他

- 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国税額控除の対象とならない外国法人税の額（法令142の2⑦五、155の27⑤三、改正法令附則12、13）	○ 内国法人に対する配当等の支払があったものとみなして課される一定の外国法人税の額が追加されました。	平31.4.1以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外関係者との取引に係る課税の特例（措法66の4⑦二、68の88⑦二、措令39の12⑬、39の112⑯、措規22の10⑨、22の74⑧、改正法附則1七、56①、73①、改正措令附則1五、改正措規附則1五） （措令39の12⑬六、39の112⑦六、措規22の10⑥二ニホ、22の74⑤二ニホ、改正措令附則1五、34、改正措規附則1五） （措法66の4⑧～⑪、68の88⑧～⑪、措令39の12⑭～⑱、39の112⑰～⑲、措規22の10⑩、22の74⑨、改正法附則1七、56②、73②、改正措令附則1五、改正措規附則1五）	○ 本制度の対象となる無形資産が、有形資産及び金融資産（現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、デリバティブ取引に係る権利等）以外の資産で、独立の事業者の間で通常取引の条件に従って譲渡・貸付け等が行われるとした場合に対価の額が支払われるべきものとされました。 ○ 独立企業間価格の算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）が加えられました。 また、これに伴い、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類について所要の整備がされました。 ○ 特定無形資産に係る国外関連取引（以下「特定無形資産国外関連取引」といいます。）について、その特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、その特定無形資産国外関連取引の内容及びその特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（その相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性（客観的事実に基づき、通常用いられる方法により計算されたものに限ります。）を含みます。）を勘案して、その特定無形資産国外関連取引に係る最も適切な方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正等を行うことができることとされました（以下「価	令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分については、従来どおり適用されます。 同 上 令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>格調整措置」といいます。)</p> <p>ただし、上記により算定した金額と特定無形資産国外関連取引の対価の額との差額が20%を超えていない場合は、価格調整措置は適用されません。</p> <p>イ 特定無形資産</p> <p>上記の「特定無形資産」とは、次に掲げる要件の全てを満たす無形資産をいいます。</p> <p>(イ) 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること。</p> <p>(ロ) 予測される金額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること。</p> <p>(ハ) 独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるものであること。</p> <p>ロ 適用免除要件</p> <p>国税当局の当該職員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる書類の提出等を求めた日から一定期間以内に法人からその書類の提出等があった場合には、価格調整措置は適用されません。</p> <p>(イ) 次に掲げる書類</p> <p>A 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項の内容(予測される金額及びその計算の基礎となった事項等)を記載した書類</p> <p>B 特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項についてその相違することとなった事由が災害その他これに類するものであるために取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時においてその事由の発生の可能性(客観的事実に基づき、通常用いられる方法により計算されたものに限り、)を勘案して独立企業間価格を算定していたことを記載した書類</p> <p>(ロ) 特定無形資産の使用により生ずる非関連者収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から5年を経過する日までの期間に生ずることが予測された利益の額とその期間に実際に生じた利益の額との相違が20%を超えていないことを明らかにした書類</p> <p>(注) 法人から上記(ロ)に掲げる書類の提出等があった場合には、その特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置はその経過する日後は適用されません。</p>	
<p>(措令39の12⑥～⑧一イ・ハ(1)・二～五、39の112⑤～⑦一イ・ハ(1)・二～五、措規22の10②～⑤、22の74①～④、改正措令附則1五、34、改正措規附則1五)</p>	<p>○ 比較対象取引に係る利益率等の割合を参照する独立企業間価格の算定方法に係る差異調整について、比較対象取引と国外関連取引の当事者が果たす機能その他において差異(以下「調整対象差異」といいます。)があり、調整対象差異のうちにより生ずる割合の差を定量的に把握することが困難な差異があるために必要な調整を加えることができない場合であって、その差異がその差異以外の調整対象差異につき必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合に及ぼす影響が軽微であると認められるときには、いわゆる四分位法に基づく方法により差異調整を行うことができるとされました。</p>	<p>令2.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の12⑩六、39の112⑩六、改正措令附則1五)</p>	<p>○ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の提出等がない場合の推定課税における価格算定方法に、国外関連取引が行われた時に国税当局の当該職員が知り得る状態にあった情報を基にしてDCF法により算定した金額を独立企業間価格と推定する方法が追加されました。</p>	<p>同 上</p>
<p>(措法66の4⑳～㉑、68の88㉑～㉒、改正法附則1七、56①、73①)</p>	<p>○ 本制度に係る法人税の更正期間及び更正の請求期間等が7年(改正前：6年)に延長されました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(3) 外国法人の内部取引に係る課税の特例（措法66の4の3⑤二⑭、措令39の12の3①③⑥、措規22の10の3①④⑦、改正法附則1七、56③、改正措令附則1五、改正措規附則1五）</p>	<p>○ 上記(2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(2)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(4) 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供（措令39の12の4①、改正措令附則24）</p>	<p>○ 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供制度における子会社方式の適用に係る最終親会社等の居住地国に台湾が追加されました。</p>	<p>平31. 4. 1以後に開始する最終親会計年度に係る国別報告事項について適用され、同日前に開始した最終親会計年度に係る国別報告事項については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（措法66の6②ニイ(3)～(5)、68の90②ニイ(3)～(5)、措令39の14の3⑤～⑨、39の114の2⑤～⑨、措規22の11②～⑱、22の76②～⑱、改正法附則58①、75①）</p>	<p>○ 外国子会社合算税制について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 特定外国関係会社</p> <p>(イ) ペーパー・カンパニーの範囲 ペーパー・カンパニーの範囲から次の外国関係会社を除外することとされました。</p> <p>A 持株会社である一定の外国関係会社</p> <p>(A) 外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入の額の95%超が外国子会社からの配当等の額及び一定の預金利子の額であり、かつ、その資産の額の95%超が外国子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であるもの (注) 上記の「外国子会社」とは、その外国関係会社と同一国に所在する外国法人で、その外国関係会社による持分割合が25%以上等の要件に該当するものをいいます。</p> <p>(B) 特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社によって事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社はその国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定子会社からの配当等の額、特定子会社の株式等の一定の譲渡対価の額及び一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの (注) 上記(B)の「特定子会社」とは、その管理支配会社と同一国に所在する部分対象外国関係会社をいいます。</p> <p>B 不動産保有に係る一定の外国関係会社</p> <p>(A) 特定不動産又は被管理支配会社の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社はその国において行う不動産事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定不動産及び被管理支配会社の株式等から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定不動産、被管理支配会社の株式等及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの (注1) 上記(A)の「特定不動産」とは、外国関係会社の本店所在地にある不動産でその外国関係会社に係る管理支配会社の事業の遂行上欠くことのできないものをいいます。 (注2) 上記(A)の「被管理支配会社」とは、特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で一定の要件を満たすものをいいます。</p>	<p>内国法人の平31. 4. 1以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（外国関係会社の平30. 4. 1以後に開始した事業年度に係るものに限り。）を計算する場合について適用され、内国法人の平31. 4. 1前に終了した事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>(B) 同一国に所在する管理支配会社が自ら使用するその国の不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、管理支配会社によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社がその国において行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超がその不動産から生ずる収入の額及び一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超がその不動産及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当するもの</p> <p>C 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社 特定子会社の株式等の保有、非関連者から調達した資金の特定子会社への提供又は特定不動産の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同一国に所在する管理支配会社等によってその事業の管理、支配及び運営等が行われていること、管理支配会社等がその国において行う石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取の事業又は社会資本の整備に関する事業（以下Cにおいて「資源開発等プロジェクト」といいます。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入の額の95%超が特定子会社の株式等、一定の貸付金及び特定不動産から生ずる収入の額並びに一定の預金利子の額であること、その資産の額の95%超が特定子会社の株式等、特定子会社に対する一定の貸付金、特定不動産及び一定の現預金等の資産の額であること等の要件の全てに該当する等の一定のもの</p> <p>(注1) 上記Cの「特定子会社」とは、その外国関係会社と同一国に所在する外国法人（持分割合10%以上のもの）で、管理支配会社等がその国において行う資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいいます。</p> <p>(注2) 上記Cの「特定不動産」とは、外国関係会社の本店所在地国にある不動産で、資源開発等プロジェクトの遂行上欠くことのできない機能を果たしているものをいいます。</p>	
<p>(措令39の14の3①～④②⑤⑥、39の17②、39の114の2①～④②⑤⑥、改正措令附則26、36)</p>	<p>(B) ペーパー・カンパニーの判定等における保険委託者特例等</p> <p>A 保険委託者特例の対象となる外国関係会社に関する「一の内国法人（保険業を主たる事業とするものに限り。）によってその発行済株式等の全部を直接又は外国法人を通じて間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件について、「一の内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限り。）及び当該一の内国法人との間に発行済株式等の全部を保有する等の関係のある内国法人（保険業を主たる事業とするもの又は保険持株会社に限り。）によってその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている外国関係会社である」旨の要件に見直されました。</p> <p>B 特定保険受託者の要件に、その役員又は使用人がその本店所在地国において保険業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している旨の要件が追加されました。</p> <p>(注) 対象外国関係会社、外国金融機関の判定についても、上記A及びBと同様の改正が行われました。また、英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社とが一体となって保険業を営む場合についても、保険委託者特例の改正と同様の改正が行われました。</p>	<p>同上</p>
<p>(措法66の6②二ハ、68の90②二ハ、措令39の14の3⑫～⑯、39の114の2⑫～⑯、改正法附則58②、75②)</p>	<p>(A) 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲 事実上のキャッシュ・ボックスの範囲に、次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社が追加されました。</p> <p>A 各事業年度における非関連者等からの一定の収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未</p>	<p>外国関係会社の平31.4.1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措令39の14の3㉔五、39の114の2㉔五、改正措令附則26、36)</p>	<p>満であること。</p> <p>B 各事業年度における非関連者等に対する一定の支払再保険料の合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満であること。</p> <p>ロ 対象外国関係会社（非関連者基準） 保険業を主たる事業とする外国関係会社の非関連者基準の判定について、次の見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定保険委託者又は特定保険受託者の再保険に係る収入保険料のうち、次の要件の全てに該当する再保険に係るものについて、関連者から収入するものに該当しないこととされました。</p> <p>A 特定保険委託者とその特定保険委託者に係る特定保険受託者との間で行われる再保険又は同一の特定保険受託者に係る特定保険委託者の間で行われる再保険であること。</p> <p>B 再保険に係る収入保険料の合計額のうち非関連者を被保険者とする保険に係るものの占める割合が95%以上であること。</p> <p>C 再保険を行うことにより資本の効率的な使用と収益性の向上に資することとなると認められること。</p> <p>(ロ) 特定保険受託者に係る特定保険委託者は、関連者に含まれないものとはしないこととされた上で、特定保険受託者がその特定保険委託者から受ける業務委託手数料相当額について、関連者からの収入保険料に該当しないこととされました。</p> <p>(注) 英国ロイズ市場において、現地の法令に従って設立された保険引受子会社と管理運営子会社とが一体となって保険業を営む場合についても、上記(ロ)と同様の改正が行われました。</p>	<p>同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。</p> <p>内国法人の平31.4.1以後に終了する事業年度に係る課税対象金額等（外国関係会社の平30.4.1以後に開始した事業年度に係るものに限ります。）を計算する場合について適用され、内国法人の平31.4.1前に終了した事業年度に係る課税対象金額等を計算する場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(措令39の15②⑤～⑦、39の115②⑤⑥、改正措令附則26、36)</p>	<p>ハ 会社単位の合算課税制度における適用対象金額 現地法令基準を用いて適用対象金額を計算する場合の基準所得金額は、外国関係会社の本店所在地の法人所得税に関する法令の規定から次に掲げる規定（以下ニ及びヘにおいて「企業集団等所得課税規定」といいます。）を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。</p> <p>(イ) 外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地の法令の規定</p> <p>(ロ) 無税国に本店等を有する等の外国法人の属する企業集団の所得に対して法人所得税を課することとし、かつ、その企業集団に属する一の外国法人のみがその法人所得税に係る納税申告書に相当する申告書を提出することとするその外国法人の本店所在地以外の国又は地域の法令の規定</p> <p>(ハ) 外国法人の所得をその外国法人の株主等である者の所得として取り扱うこととするその外国法人の本店所在地の法令の規定</p>	<p>同 上</p>
<p>(措令39の17の2②、39の117②、改正措令附則26、36)</p>	<p>ニ 適用免除基準における租税負担割合</p> <p>(イ) 所得の金額 外国関係会社の本店所在地の外国法人税に関する法令の規定により計算した所得の金額は、当該法令の規定から企業集団等所得課税規定を除いた規定を適用して計算した外国関係会社の所得の金額に非課税所得等の金額の調整を加えた金額とすることとされました。</p> <p>(ロ) 外国法人税の額 外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される外国法人税の額とすることとされました。</p>	<p>同 上</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(措法66の6⑥七の二、68の90⑥七の二、措令39の17の3⑰⑱、39の117の2⑰⑱、改正法附則58②、75②)</p> <p>(措法66の7①②、68の91①②、措令39の18①②⑰⑱、39の118①②⑰⑱、改正法附則58③、75③)</p> <p>(措法66の8⑭、68の92⑭、改正法附則58④、75④)</p>	<p>ホ 部分合算課税制度における部分適用対象金額 次の(イ)の金額から(ロ)の金額を減算した金額が、部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものを除きます。）に係る部分合算課税の対象となる特定所得の金額に追加されました。</p> <p>(イ) 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額 (ロ) 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額</p> <p>ヘ 二重課税調整 (イ) 外国税額控除の計算 外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の外国法人税の額は、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合にその外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額とすることとされました。</p> <p>(ロ) 外国子会社からの配当等に係る二重課税調整の適用要件 内国法人が合算課税の対象となった外国法人等から受ける剰余金の配当等に係る二重課税調整について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書（現行：確定申告書等）に益金の額に算入されない剰余金の配当等の額等を記載した書類の添付がある場合に限り、適用を受けることができることとする等の見直しが行われました。</p>	<p>外国関係会社の平31. 4. 1以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等について適用され、外国関係会社の同日前に開始した事業年度に係る課税対象金額等については、従来どおり適用されます。</p> <p>内国法人の平31. 4. 1以後に終了する事業年度の課税対象金額等（外国関係会社の平30. 4. 1以後に開始した事業年度に係るものに限り。）に係る外国法人税の額について適用され、内国法人の平31. 4. 1前に終了した事業年度の課税対象金額等に係る外国法人税の額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31. 4. 1以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用され、同日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（措法66の9の2～66の9の4、68の93の2～68の93の4、措令39の20の3、39の20の4、39の20の7、39の120の3、39の120の4、39の120の7、措規22の11の2、22の76の2、改正法附則58⑤～⑦、75⑤～⑦、改正措令附則27、37）</p>	<p>○ 上記(5)内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の改正（上記(5)イ(ロ)及びロの改正を除きます。）と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(5)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例（措法67の16の2、措令39の33の3、措規22の19の3の2）</p>	<p>○ 大会を主催する外国法人その他の大会関連業務を行う一定の外国法人の一定の恒久的施設帰属所得については、法人税を課さないこととされ、確定申告書等の提出が不要となる等の所要の措置が講じられました。</p>	<p>平31. 4. 1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(8) 振替国債の償還差益等の非課税等 (措法67の17⑦⑨、措令39の33の4⑥、改正法附則60)	<p>○ 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る差益の非課税措置について、非課税の対象となる債券現先取引の範囲に、特定金融機関等(金融商品取引清算機関及び日本銀行を除きます。)との間で次に掲げる債券を用いて行う取引期間3月以内等の要件を満たす債券現先取引が追加される措置が講じられた上で、適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>イ 一定の外国が発行し、又は保証する債券(その外国の通貨で表示されるものに限ります。)</p> <p>ロ 上記イの外国の特別の法令の規定に基づき設立された一定の外国法人が発行する債券(その外国の通貨で表示されるものに限ります。)</p>	<p>平31.4.1以後に開始する振替国債等に係る特定債券現先取引につき支払を受ける差益について適用され、同日前に開始した振替国債に係る特定債券現先取引につき支払を受ける差益については従来どおり適用されます。</p>
(9) 国外所得金額の計算の特例 (措法67の18④二・⑤⑥⑬、68の107の2④二・⑤⑥⑬、措令39の33の5②④、39の126の4②④、措規22の19の4①④～⑦、22の82①④～⑦、改正法附則1七、61、77、改正措令附則1五、改正措規附則1五)	<p>○ 上記(2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(2)の適用時期等と同じとなります。</p>
(10) 適格合併等の範囲等に関する特例 (措法68の2の3①二・②三・③二・⑤一、措令39の34の3①五・②五・④五、改正法附則63)	<p>○ 企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併等のうち、合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人(特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限ります。)の株式を対価とするものは、適格要件を満たさないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日前に行われる合併、分割及び株式交換については従来どおり適用されます。</p>
(11) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例 (措法68の3①～③、68の109の2①～③、措令39の35②④、39の128②④、改正法附則64)	<p>○ 法人が、適格合併等に該当しない合併等により合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人(特定軽課税外国法人又は特定軽課税外国法人の親法人である外国法人に限ります。)の株式の交付を受けた場合には、旧株の譲渡損益を計上することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日前に行われる合併、分割及び株式交換については従来どおり適用されます。</p>